

7 監公表第4号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を那珂川市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

令和8年1月9日

那珂川市監査委員 和志武 三樹男
那珂川市監査委員 田中 夏代子

記

第1 監査の概要

1 監査の種類

財務監査（定期監査）

2 監査の対象

健康福祉部

生活福祉課 障がい者支援課 高齢者支援課 子育て支援課
こども応援課 健康課

3 監査の範囲

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの財務に関する事務の執行
状況

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。

5 監査実施日

令和7年11月11日（火）生活福祉課 障がい者支援課 高齢者支援課
令和7年11月12日（水）子育て支援課 こども応援課 健康課

6 監査の実施内容

事前に関係書類の提出を求め、提出された関係書類にもとづいて検査照合するとともに、関係職員からの説明を聴取した。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり一部改善を要する事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。

1) 一時預かり事業費補助金について

本補助金は、那珂川市一時預かり事業費補助金交付要綱に基づき、私立保育所、認定こども園、幼稚園施設に交付するものであるが、うち1施設について、補助基準額の205,230円から1,000円未満を切捨てた205,000円を補助金として交付している。

しかし、子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙に基づき積算すると補助基準額の207,930円から1,000円未満を切捨てた207,000円となり、2,000円の不足が生じており、交付誤りである。